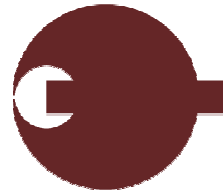


平成24年度版



事業概要要



(桜井市 井寺池 倭建命の国思ひ歌)

奈良県食品衛生検査所

(食肉検査課・市場食品検査課)

目 次

I 検査所の概要

1 経緯	1
2 組織機構	2
3 施設の概要	3
(1) 食肉検査課	3
(2) 市場食品検査課	5
4 主要検査備品等	6
(1) 食肉検査課	6
(2) 市場食品検査課	9

II 検査業務の概要

1 食肉検査課	12
(1) 食肉検査	12
ア と畜検査頭数	12
イ 過去10年間のと畜検査頭数	13
ウ と畜検査の結果に基づく処分状況	14
エ 原因別全部廃棄頭数	15
オ 系統別疾病状況	15
カ 精密検査	19
(2) 食鳥検査	24
ア 月別・入荷先府県別検査羽数	24
イ 過去10年間の食鳥検査羽数	25
ウ 食鳥検査の結果に基づく処分状況	25
エ 精密検査	27
2 市場食品検査課	28
(1) 監視指導	28
(2) 食品等の試験検査	28
ア 収去検査	28
イ 収去以外の検査	31
(3) 違反食品、県指導基準不適合食品	31
(4) その他不良食品	31
(5) 苦情・相談	31

(6) その他	32
ア 貝毒情報による監視	32
イ 一斉取締等	32
ウ 中央卸売市場食品衛生協会の支援	32
III 調査研究	
1 研究発表	33
(1) 肺血栓症を認めた牛の敗血症事例について	35
(2) 豚の非定型抗酸菌症の集団発生と分離菌について	38
2 研修・講演会等への参加	41
3 その他の事業	42
(1) 職員の安全衛生管理	42
(2) 学術研究調査用の検体採取への協力	42
(3) と畜関係者に対する衛生指導	42
(4) 食鳥事業者に対する衛生指導および食鳥検査員会議の実施	42
IV 参考資料	
1 条例・規則等	44
2 奈良県食肉流通センターの概要	47
3 食鳥処理場の概要	48
4 奈良県中央卸売市場の概要	48
5 と畜に関する料金一覧表	49
6 食鳥検査手数料	49
案内図	50
配置図	
1 奈良県食肉流通センター	51
2 奈良県中央卸売市場	52

I 検査所の概要

1 経緯

昭和 2 年～ 6 年	県内 9 カ所に市町村営のと畜場許可
昭和 38 年	関係 8 市町長から知事あてに県営と畜場建設陳情
昭和 42 年	と畜検査員連名により、県に対し近代的と畜場建設の陳情
昭和 52 年 4 月	衛生部環境衛生課食品獣疫係に市場食品衛生検査室を新設 勤務場所は奈良県中央卸売市場管理棟
昭和 52 年 5 月	奈良県中央卸売市場開場
昭和 53 年 4 月	衛生部に「と畜場整備統合建設促進協議会」を設置(事務局;環境衛生課)
昭和 54 年 4 月	農林部に所管事務を移管し、「食肉流通センター建設促進協議会」に改称(事務局;畜産課)
昭和 58 年 4 月	衛生部環境衛生課市場食品衛生検査係に改称
昭和 61 年 3 月	「財団法人奈良県食肉公社」設立
平成 2 年 3 月 30 日	「奈良県食品衛生検査所設置条例」公布
平成 2 年 12 月 6 日	「奈良県食肉流通センター」開場(開設者:財団法人奈良県食肉公社) 既存の 5 市町営と畜場閉鎖 「奈良県食品衛生検査所」発足 (食肉検査課、市場食品検査課の 2 課 3 係制、職員 12 名) 奈良県食肉流通センター管理棟 2 階に仮事務所、処理棟 2 階に仮検査室設置
平成 3 年 2 月 5 日	食肉地方卸売市場開場
平成 3 年 4 月 1 日	奈良県食品衛生検査所を「かい」に指定
平成 3 年 9 月 14 日	奈良県食品衛生検査所新築工事着手(食肉検査関係)
平成 4 年 3 月 31 日	奈良県食品衛生検査所新築工事竣工(食肉検査関係)
平成 4 年 4 月 1 日	食肉検査課に第三係(食鳥検査担当)新設
平成 4 年 4 月 13 日	奈良県食品衛生検査所新庁舎での業務開始 仮事務所は閉鎖し、仮検査室は改装し、現場検査室として使用
平成 5 年 3 月 29 日	奈良県食品衛生検査所設置条例一部改正(食鳥検査業務を位置づけ)
平成 5 年 5 月	食鳥検査室を検査所一階に設置
平成 6 年 4 月 1 日	保健環境部と農林部との部間人事交流が始まる
平成 8 年 5 月	検査所 3 階に女性用更衣室及び浴室の設置 処理棟 2 階に現場検査用女性更衣室及び便所の設置
平成 11 年 4 月 1 日	食肉検査課第三係を第一係、第二係に統合し庶務係新設
平成 13 年 10 月	BSE 検査室設置(旧食鳥検査室)
平成 13 年 10 月 18 日	BSE スクリーニング検査(エライザ法)開始
平成 14 年 4 月	研修室を食鳥検査室に改修

2 組織機構

(1) 主旨

財団法人奈良県食肉公社が大和郡山市丹後庄町に設置すると畜場(奈良県食肉流通センター)に係ると畜検査その他と畜場法に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び奈良県中央卸売市場における食品衛生法に基づく事務を分掌させるため、奈良県食品衛生検査所を設置する。

(2) 根拠法令

奈良県食品衛生検査所設置条例(平成 2 年 3 月 30 日奈良県条例第 22 号)

(3) 名称及びその位置

名 称	位 置
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉流通センター内

(4) 課の名称及びその位置

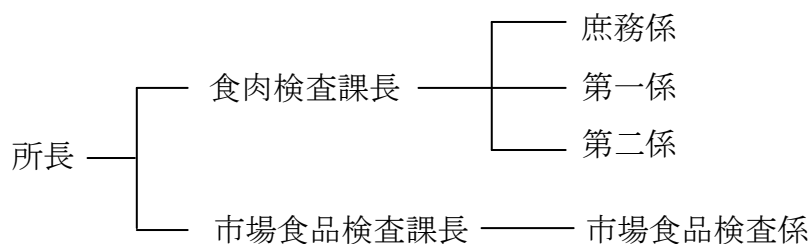
名 称	位 置
食肉検査課	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉流通センター内 TEL 0743-56-8345 (代)
市場食品検査課	大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場内 TEL 0743-56-7007

(5) 機構 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

- ア 人員 正職員 14 名
嘱託職員 1 名
日々雇用職員 8 名(食鳥検査員 7 名、事務補助 1 名)

イ 組織

くらし創造部 ——— 消費・生活安全課 ——— 食品衛生検査所



(6) 設置期日

- ア 発足 平成 2 年 12 月 6 日
イ かい 平成 3 年 4 月 1 日

3 施設の概要

(1) 食肉検査課

ア 規模構造等

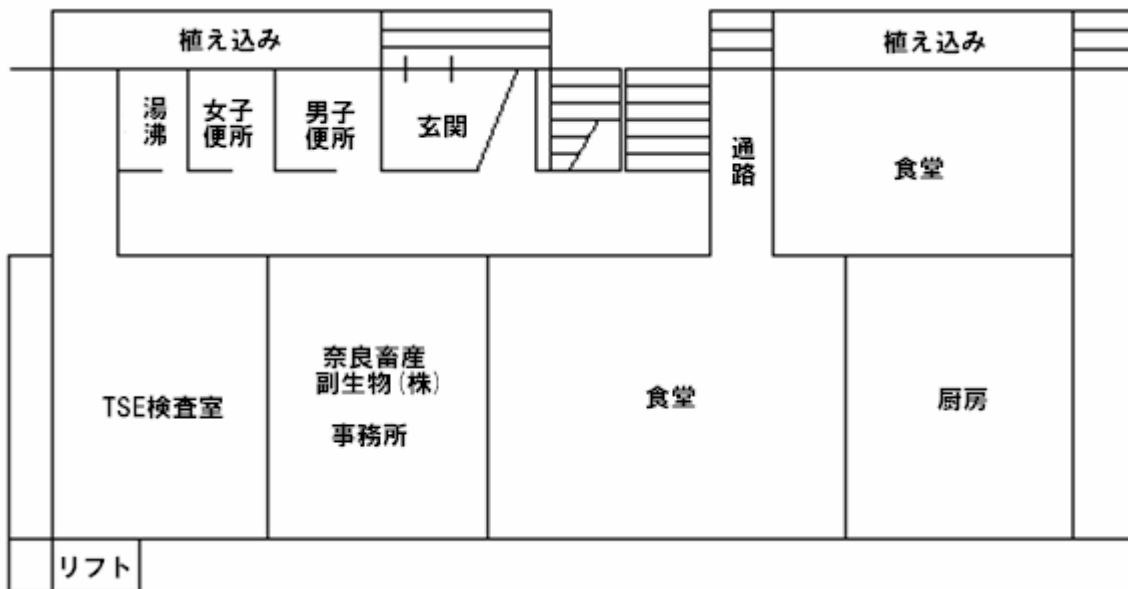
構 造 鉄骨造 3階建

建物面積 264.45 m²

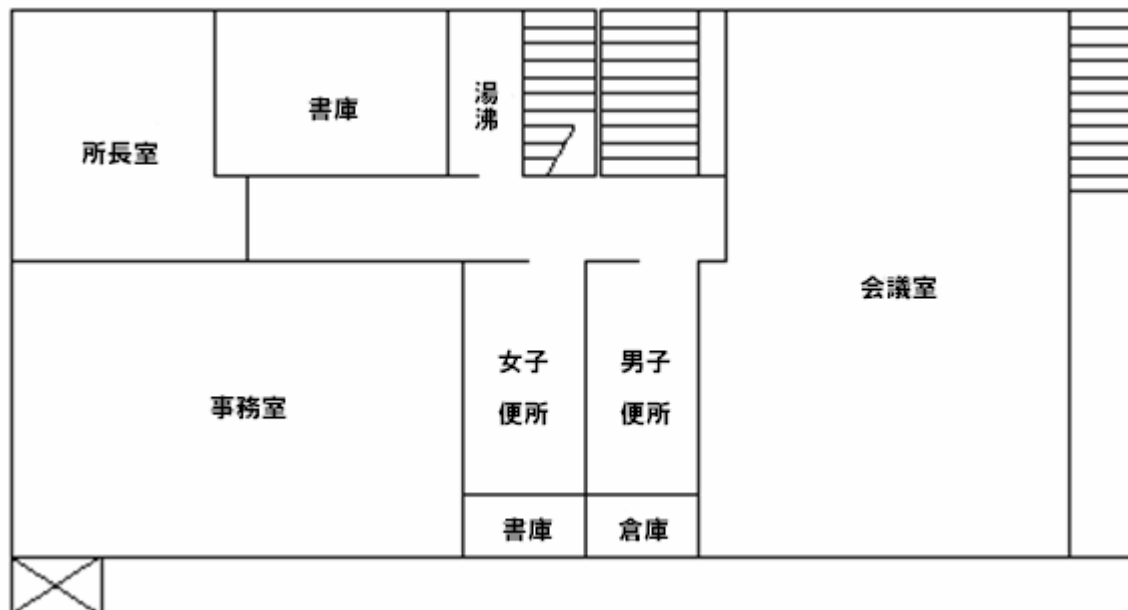
延床面積 775.02 m²(1F 261.34 2F 256.84 3F 256.84)

イ 平面図

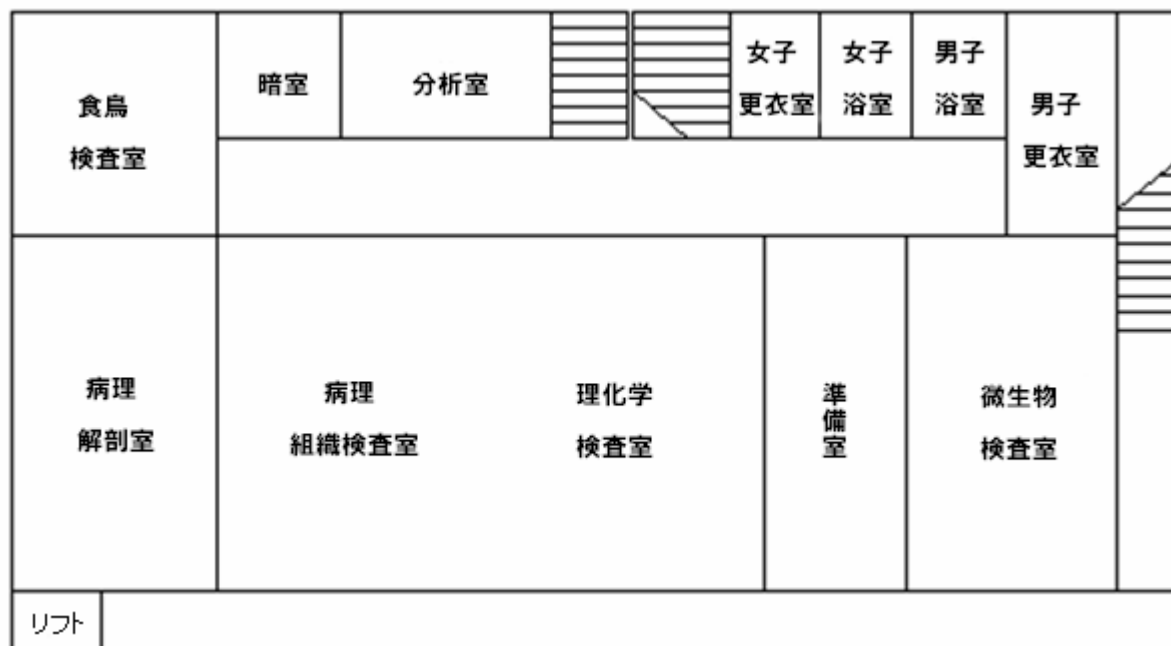
1階 TSE検査室及び食肉流通センター関係施設



2階 事務所 所長室 会議室等



3階 検査室等



1階

室名等	面積(m ²)
TSE 検査室	38.45
その他	222.89

2階

室名等	面積(m ²)
事務室	57.60
所長室	21.95
会議室	106.10
書庫	10.00
書庫	3.51
便所	19.11
倉庫	4.68
廊下・階段等	30.35
その他	3.54

3階

室名等	面積(m ²)
微生物検査室	39.00
理化学検査室	36.60
病理組織検査室	37.50
病理解剖室	22.20
準備室	18.00
食鳥検査室	19.30
暗室	6.75
分析室	10.50
女子浴室・更衣室	10.38
男子浴室	8.12
男子更衣室	14.60
廊下・階段等	36.35
その他	3.54

(2) 市場食品検査課

ア 位置

奈良県中央卸売市場管理棟 3 階

イ 規模構造

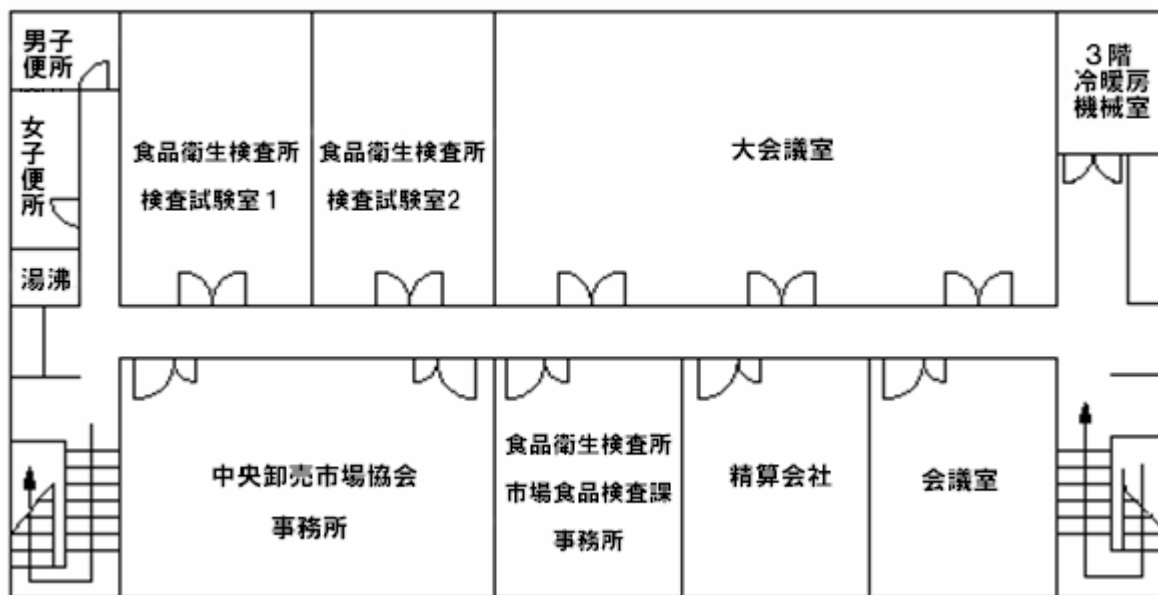
鉄骨造り 3 階建

建物面積 684.5 m² 延べ床面積 2,470 m²

ウ 建物概要

- 1 階 南都銀行 レストラン 見学者コーナー
- 2 階 開設者事務所及び会議室
- 3 階 会議室 精算会社 市場協会事務所
市場食品検査課(使用面積 228 m²)

エ 3 階平面図



4 主要検査備品等

(1) 食肉検査課

ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
臨床屈折計	04-670-0	(株)エルマ	1
PHメーター	カスタニーLAB phメーター F-12	日立堀場	1
フリーザー付薬品用冷蔵庫	MPR-211F	サンヨー	1
ヘマトクリット用遠心器	H-1200B	国産	1
全自動血球計数装置	Celltac α MEK-6450	日本光電	1
スポットケム	SPOTCHEM TM EZ SP-4430	アークレイ	1
オートマチック電子恒温水槽	T-105	トーマス	1
超高速ホモジナイザー	BM-1 型	日本精機	1
ホットプレート&スターラー	PC-320	井内	1
ロータリーエバポレーター	N-1000S	東京理化器機	1
デシケーター	NBG-3	ナビス	1
電気泳動装置	SF-51156 他一式	アトー	一式
薄層クロマトグラフ	HC-20	アドバンテック東洋	1
電子分析天秤	AEG-220	島津	1
卓上遠心器	H-103N	国産	1
ドラフトチャンバー	DE-211K	ダルトン	1
万能シェイカー	V-SX	イワキ産業	1
低温循環水槽	クールマンパル C-302	シバタ	1
オイルバス	OS-180	ADVANTEC	1
高速液体クロマトグラフ	SHIMADZU Prominence	島津	一式
ワークステーション	LC solution	島津	1
フォトダイオードアレイ検出器	SPD-M20A	島津	1
分光光度計	UV-1800	島津	一式

イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
乾熱滅菌器	MOV-202S 型	サンヨー	1
高圧滅菌器	HA-300MD	HIRAYAMA	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-260 型	サンヨー	2
恒温水槽	T-22 型	トーマス	1
純水製造装置	ピューリック・モデル S	オルガノ社	1
電子上皿天秤	EB-340H	島津	1
ピペット用超音波洗浄器	UT-55	シャープ	1

マグネチックスターラー	HS-3E	iuchi	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-312DCN	三洋電機	1
超低温庫	MDF-193AT	三洋電機	1
試験管ミキサー	NS-8	井内	1
〃	HM-10H	iuchi	1
顕微鏡	BX50	オリンパス	1
冷凍冷蔵庫	MR-C43CM-W	三菱	1
自動露出写真撮影装置	PM-10AK	オリンパス	1
カップドロッパー	ACD-400R	永井商会	1
超音波洗浄装置	UT-304F	シャープ	1
培地溶融器	MRO-FF6	日立	1
空気還流式紫外線殺菌システム	AP60-FU エアロスクリーン	ナビス	1
クリーンベンチ	BGB-850-S	ダルトン	1
CO ₂ インキュベーター	MCO-17AI	サンヨー	1
インキュベーター(冷凍機付)	MIR-153	サンヨー	1
恒温振とう水槽	NTS-3000	EYELA	1
DNA 増幅装置	GeneAmp PCR System 9700	パーキンエルマー	1
電気泳動ゲル撮影装置 一式	AE-6905H 他	アトー	1
マイクロ冷却遠心器	MODEL3740	クボタ	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2C	TAITEC	1

ウ 病理検査用

品 名	規 格	メーカ ー	数 量
クリオスタット	クライオ 3DM	サクラ精機	1
カラーテレビシステム	FCD-725-1	オリンパス	1
カメラ	OM-4Ti	オリンパス	1
ポラロイドカメラ	MB	日本ポラロイド社	1
マイクローム	TU-213-F160	大和光機	2
自動包埋装置	RH-12PM-1	サクラ精機	1
ティッシュ・テック包埋システム	TEC5	サクラ精機	1
水浴伸展器(ウォーター・バス)	PS-M	サクラ精機	2
電気パラフィン溶融器	PM-401-1	サクラ精機	1
パラフィン伸展器	PS-C2	サクラ精機	2
顕微鏡	BHB-331	オリンパス	1
〃	BH2-323	オリンパス	1
実体顕微鏡一式	SZ-6045	オリンパス	1
全自動写真撮影装置	PM-10ADS-3	オリンパス	1
落射蛍光顕微鏡	BH2-RFCA	オリンパス	1

無影灯	SH56C(CF)	山田医療照明	1
臓器撮影装置		ハイデックス	1
冷蔵庫	SJ-KW422	シャープ	1

エ TSE 検査用

品名	規格	メーカー	数量
卓上細胞破碎機	マルチビーズショッカー	安井器械	1
バイオハザード対策用キャビネット	MHE-130AB3	サンヨー	1
インキュベーター	MIR-153	サンヨー	2
バイオメディカルフリーザー	MDF-U333	サンヨー	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-311D	サンヨー	1
微量高速冷却遠心機	MX-300	トミー	1
オートクレーブ	KS-323	トミー	1
マイクロプレートリーダー	サンライズリモート	TECAN	1
マイクロプレートウォッシャー	PW40	バイオラッド	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2B	タイテック	1
〃	DTU-2C	タイテック	1
電子天秤	BW320D	島津	1
Vortex ミキサー	Vortex Genie 2	Scientific Industries	1
超音波洗浄機	US-3	アズワン	1

オ 食鳥微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
顕微鏡	BH-2	オリンパス	1
〃	CH-2	オリンパス	1
カメラ一式	OM-4TiB	オリンパス	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-262	三洋	2
〃	MIR-252	三洋	1
冷蔵庫	SJ-23TM	シャープ	1
〃	SJ-42TC	シャープ	1
電子上皿天秤	EB-330 S-A	島津	1
恒温水槽	EA-1	ASONE	1
ホモジナイザー	MX-5	日本精機	1
高圧滅菌器	HA-MIII	HIRAYAMA	1
乾熱滅菌器	MOV-2125	サンヨー	1
ストマッカー	1400-T	オルガノ	1
試験管ミキサー	NS-8	ナビス	1
マグネチックスターラー	ST-10	科学共栄社	1

コロニーカウンター	DC-3	井内	1
ガスパック嫌気培養器	60626	BBL	3
架台(ふ卵器)	MKD-300T	サンヨー	1
ポラロイドカメラ	スペクトラプロ	日本ポラロイド社	1
バイオフィリーザー	GS-3065F3	日本フリーザー	1
遠心分離機	Centrifuge5417C	eppendorf	1
電話機	VE-R10J	ナショナル	1

カ 共用

品 名	規 格	メ ー カ ー	数 量
プロジェクター	ビューライト NP600	NEC	1
洗濯機	AW-42C1	三菱	1
〃	ASW-42S3(H)	サンヨー	1
衣類乾燥機	DE-N45FX	日立	1
〃	CD-T3(H)	サンヨー	1
ワープロ	PWP-7SR	NEC	1
テレビ	液晶テレビ 26A 9000	東芝	1
ビデオデッキ	VHS ハイファイビデオデッキ SLV-F10	ソニー	1
自動車	スバルサンバー(V-KV3)	スバル	1
〃	プリウス 1500cc	トヨタ	1
バキュームクリーナー	JA-400		1

(2) 市場食品検査課

ア 理化学検査用

品 名	規 格	メ ー カ ー	数 量
遠心分離器	KN-30F	久保田	1
〃	H-103n	コクサン	1
塩分濃度計	SH-7	堀場	1
食品温度計	HP-5FS	アンリツ	1
〃	SK-250WP	SATO	1
ガスクロマトグラフ	GC-2014	島津	1
紫外線検出器	SJ-1032A 型	ミツミ	1
純水製造装置	WG202 型	ヤマト	1
振とう器	SA-31	ヤマト	1
超音波洗浄装置	UC-6200	シャープ	1
器具乾燥機	DRU600TB	ADVANTEC	1

電磁攪拌器	MH-61	ヤマト	1
電子上皿天秤	ED-500-10 型	島津	1
〃	EY-3200A	メトラ	1
自動化学天秤	AX-120	島津	1
ドラフトチャンバー	DE-5 型		1
ピペット洗浄器	VT-55	シャープ	1
分光光度計	UV-160A	島津	1
PHメータ	HM-5B, HM-14P	東亜	2
サーモミキサー	TM-101	サーモニクス	2
オートミキサー	M-21	ヤマト	2
ホモジナイザー		日本精機	2
ロータリーエバポレータ	SPC5031-12	柴田	1
放射温度計	530-01	YOKOGAWA	1
薬品保管庫	SU-5N	井内	1
高速液体クロマトグラフ	LaChrom Elite	日立	一式
ポンプ	L-2130	日立	1
UV 検出器	L-2400	日立	1
カラムオーブン	L-2300	日立	1
クロマトインテグレータ	D-2500	日立	1

イ 微生物検査用

品 名	規 格	メ ー カ ー	数 量
インキュベータ	MIR-154-PJ	Panasonic	1
	IC-42	ヤマト	1
	CI-410	ADVANTEC	1
乾熱滅菌器	LC-222	タバイ	1
生物顕微鏡	BH-2	オリンパス	1
実体顕微鏡	SZX-16	オリンパス	1
高压滅菌器	HA300M II	平山	1
	ES-215	TOMY	1
電動分注器	AUTOMACRO II	柴田	1
ふ卵器	IS-600	ヤマト	2
タッチミキサー	MT-51	ヤマト	2
ストマッカー	ストマッカー400	オルガノ	1
顕微鏡撮影装置	キャノン EOS X3	Canon	1
恒温水槽	M-5	サーモニクス	1
	TR-2A	アズワン	1
	SBAC-11	島津	1

冷蔵庫	TS-300	ADVANTEC	1
	GR-2608TCG	東芝冷凍	1
	Whirlpool	ソニー	1
	MEDICOOL	サンヨー	1
コロニーカウンター	CL-560	柴田	1
恒温器	LC-222	タバイ	1
バイオフィリーザ	GS-5203AF3	日本フリーザ	1
純水製造装置	WS-33	ヤマト	1

ウ その他

品 名	規 格	メ ー カ ー	数 量
カメラ	Powershot S3IS	Canon	1
自動車	カローラバン	トヨタ	1
ファクシミリ	Satera MF8350cdn	Canon	1
洗濯機	ASW-42S3	サンヨー	1
衣類乾燥機	CD-T3	サンヨー	1

Ⅱ 検査業務の概要

1 食肉検査課

(1) 食肉検査

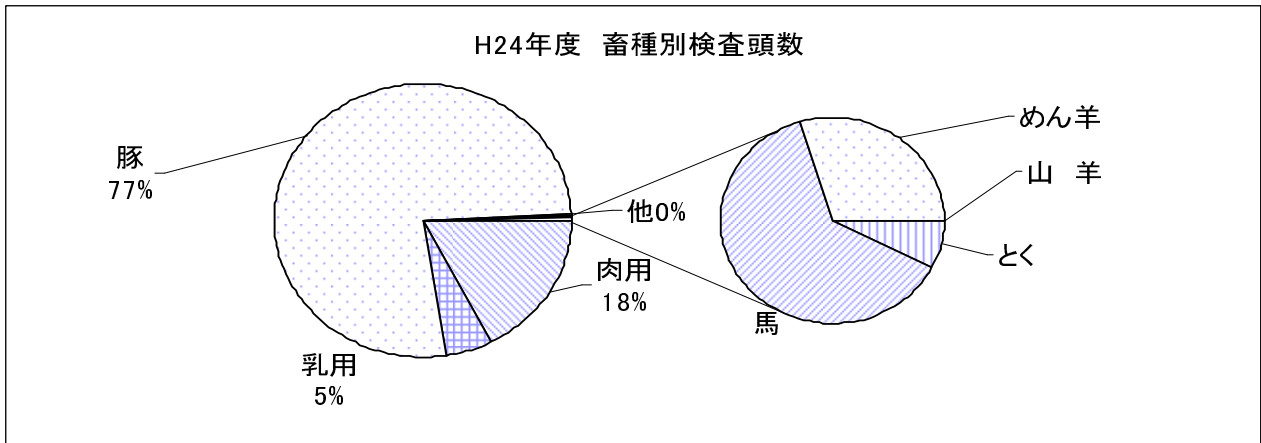
ア と畜検査頭数

本年度の総と畜検査頭数は、11,126 頭(前年度比 670 頭増)であった。種類別頭数内訳は、肉用牛 1,962 頭(前年度比 172 頭減)、乳用牛 557 頭(前年度比 38 頭増)、馬 17 頭(前年度比 14 頭増)、とく 2 頭(前年度比 1 頭増)、豚 8,580 頭(前年度比 785 頭増)、めん羊 8 頭(前年度比 4 頭増)、山羊 0 頭(前年度と同じ)であった。

総と畜検査頭数に占める牛の比率は 22.6%(前年度 25.4%)、豚の比率は 77.1%(前年度 74.6%)であった。

種類 月	肉用	乳用	小計	とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合計	検査 日数
4	211 (1)	41 (8)	252 (9)	0	0	365	4	0	891 (9)	21 (1)
5	131 (3)	43 (6)	174 (9)	1	0	596	0	0	771 (9)	21 (0)
6	119 (1)	40 (10)	159 (11)	0	2	637	0	0	798 (11)	21 (0)
7	245 (4)	47 (15)	292 (19)	0	2	724	0	0	1,018 (19)	22 (1)
8	110 (1)	33 (14)	143 (15)	0	1	539	0	0	683 (15)	18 (0)
9	130 (3)	48 (13)	178 (16)	0	0	585	0	0	763 (16)	20 (1)
10	175 (0)	44 (18)	219 (18)	0	3	885	0	0	1,107 (18)	22 (0)
11	170 (2)	30 (11)	200 (13)	1 (1)	1	847	0	0	1,049 (14)	18 (0)
12	263 (2)	65 (9)	328 (11)	0	3	715	0	0	1,046 (11)	19 (1)
1	114 (5)	39 (14)	153 (19)	0	2	780	0	0	935 (19)	18 (1)
2	152 (3)	53 (9)	205 (12)	0	2	781	0	0	988 (12)	19 (1)
3	142 (0)	74 (6)	216 (6)	0	1	856	4	0	1,077 (6)	18 (1)
計	1,962 (25)	557 (133)	2,519 (158)	2 (1)	17	8,580	8	0	11,126 (159)	237 (7)

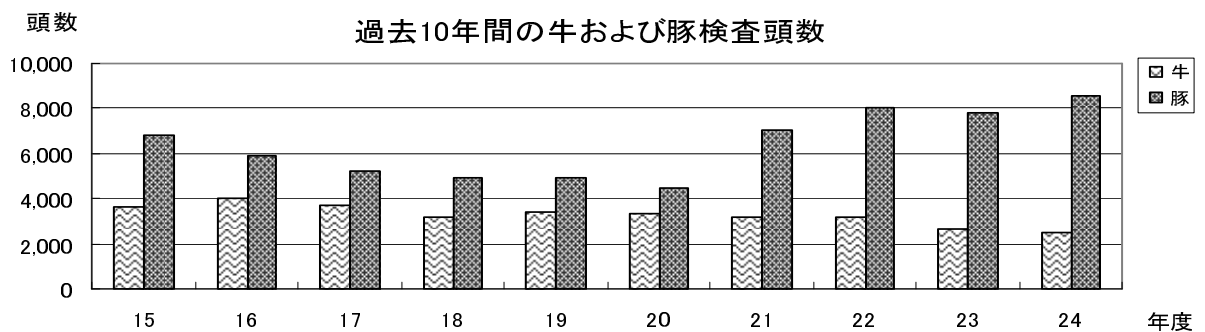
注 検査頭数の()内は、病畜棟での検査頭数を再掲
検査日数の()内は、休日の検査日数を再掲



イ 過去 10 年間のと畜検査頭数

総と畜検査頭数は平成 7 年度以降減少傾向にあったが、平成 21 年度から豚の頭数が増加に転じ、平成 24 年度は平成 12 年度の水準にまで回復した。牛の頭数は牛海綿状脳症 (BSE) が我が国で発生した平成 13 年度以降変動はあるものの、全国的傾向と同様に減少傾向にある。

種類 年度	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	小計						
15	2,507	1,131	3,638	4	2	6,819	6	2	10,471
16	2,855	1,132	3,987	4	1	5,914	5	0	9,911
17	2,633	1,083	3,716	2	0	5,249	15	0	8,982
18	2,310	871	3,181	3	3	4,941	8	1	8,137
19	2,604	777	3,381	2	1	4,954	1	0	8,339
20	2,412	892	3,304	3	4	4,491	12	0	7,814
21	2,547	631	3,178	2	3	7,065	0	0	10,248
22	2,385	834	3,219	1	3	8,015	9	0	11,247
23	2,134	519	2,653	1	3	7,795	4	0	10,456
24	1,962	557	2,519	2	17	8,580	8	0	11,126



ウ と畜検査結果に基づく処分状況

牛の全部廃棄実頭数は18頭で、一部廃棄実頭数は1,813頭であった。豚の全部廃棄実頭数は12頭で、一部廃棄実頭数は8,043頭であった。疾病別頭数は、表のとおりで廃棄物はすべて場内で焼却した。

と畜場内と殺頭数	処分内訳	処分実頭数	疾病別頭数																			計						
			細菌病						ウイルス・リケッチア病	原虫病		寄生虫病			その他疾病													
			炭そ	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸		水腫	腫瘍	中毒諸症	産物による汚染炎症又は炎症	変性又は萎縮	その他
牛	2,519	禁止	0																								0	
		全部廃棄	18								7					5	3	1	3		2							21
		一部廃棄	1,813											5						2	81	1		1,345	793	625	2,852	
とく	2	禁止	0																								0	
		全部廃棄	0																									0
		一部廃棄	2																						1		1	2
馬	17	禁止	0																								0	
		全部廃棄	0																									0
		一部廃棄	14													4									10	6	3	23
豚	8,580	禁止	0																								0	
		全部廃棄	12		2												1	2	1						1	7	1	15
		一部廃棄	8,043																		2				6,900	1,673	2,866	11,441
めん羊	8	禁止	0																								0	
		全部廃棄	0																									0
		一部廃棄	5																						4	2	2	8
山羊	0	禁止	0																								0	
		全部廃棄	0																									0
		一部廃棄	0																									0

エ 原因別全部廃棄状況

全部廃棄とした頭数は30頭(前年度比16頭減)であった。種類別では、牛18頭(前年度比1頭増)、豚12頭(前年度比17頭減)、とく0頭(前年度0頭、増減なし)であった。

疾病別内訳は、膿毒症6頭、敗血症5頭、高度の黄疸3頭、尿毒症2頭、白血病を含む腫瘍9頭、豚丹毒2頭、その他9頭であった。

疾病名	種類	牛			とく	豚	合計
		肉用	乳用	小計			
膿毒症		1	4	5	0	1	6
敗血症		0	3	3	0	2	5
尿毒症		0	1	1	0	1	2
高度の黄疸		1	2	3	0	0	3
全身性の腫瘍		0	2	2	0	0	2
白血病		4	3	7	0	0	7
全身性の変性		0	0	0	0	7	7
全身性の炎症		0	0	0	0	1	1
豚丹毒		-	-	-	-	2	2
その他		0	0	0	0	1	1
計		6	15	21	0	15	36
実頭数		6	12	18	0	12	30

オ 系統別疾病状況

牛では延べ5,295件で、その内訳は消化器系32.9%、呼吸器系25.8%、循環器系2.8%、泌尿生殖器系21.6%、運動器系15.2%、細菌病0.1%、寄生虫病0.1%、奇形1.4%であった。廃棄の原因は、肺炎12.5%、筋肉・皮下出血8.5%、肝包膜炎6.7%、腸間膜脂肪壊死6.7%、腎炎5.8%の順に多かった。

豚では延べ14,909件で、その内訳は消化器系13.1%、呼吸器系70.5%、循環器系4.3%、泌尿生殖器系8.4%、運動器系1.9%、細菌病0.0%、寄生虫病0.0%、奇形1.8%、であった。廃棄の原因は、肺炎43.1%、血液吸入肺19.0%、間質性肝炎9.6%、腎炎6.4%、胸膜炎6.5%の順に多かった。

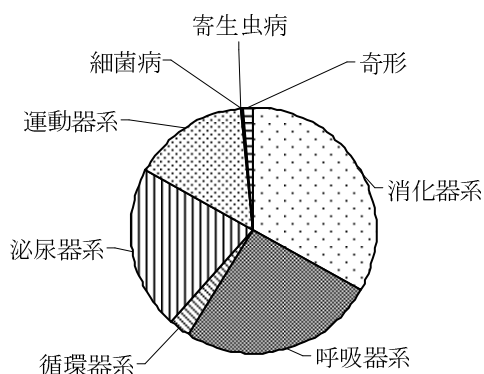
区分	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
検査頭数	2519	2	17	8580	8	0	11126
消化器系	胃炎	32			5		37
	胃腸膿瘍	23			3		26
	小腸炎	16			24		40
	大腸炎	9			10		19

腸気泡症				1			1
腸間膜脂肪壊死	357						357
腸間膜水腫	6						6
腹膜炎				17			17
実質性肝炎	22			38			60
間質性肝炎				1435			1435
肝包膜炎	357		3	371			731
肝膿瘍	161			2	2		165
肝富脈斑	72						72
肝脂肪変性	20						20
肝硬変	31			16			47
胆管炎	35						35
鋸屑肝	74						74
肝うっ血	5			2			7
肝出血	212			6			218
退色肝	38		1	12			51
肝リポフスチン沈着症	4						4
増殖性好酸球性小葉間静脈炎	36						36
脾炎	1						1
脾脂肪壊死	22						22
脾水腫							0
脾石							0
炎症その他	42			1			43
変性その他	167			4			171
腫瘍	2						2
小計	1744	0	4	1947	2	0	3697
呼吸器系	肺炎	663	1	4	6428	1	7097
	胸膜炎	174			969		1143
	肺膿瘍	43			286	2	331
	肺気腫	129			5		134
	肺水腫	1					1
	気管支炎	49					49
	気管支拡張症						0
	血液吸入肺	230		4	2827	2	3063
	異物吸入肺	13					13
	萎縮性鼻炎						0
	横隔膜膿瘍	57			1		58
	炎症その他	5					5
	変性その他	2					2

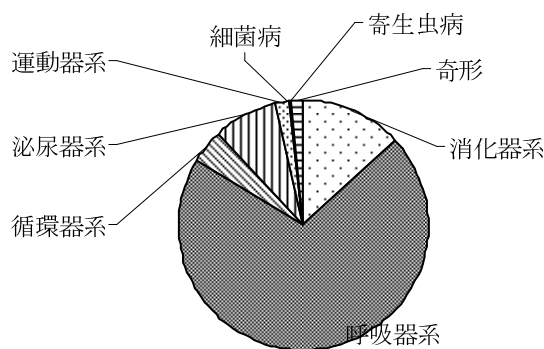
	腫瘍	2						2
	小計	1368	1	8	10516	5	0	11898
循環器系	疣贅性心内膜炎(疣心)	3			3			6
	心外膜炎	27			444			471
	心内膜炎(疣心を除く)	3		1				4
	心リポフスチン沈着症	5						5
	心筋出血	11						11
	心冠部水腫	2						2
	脾うっ血	2			5			7
	とさつ脾	2			16			18
	脾膿瘍	1						1
	脾包膜炎	3			50			53
	リンパ節炎	78			112			190
	炎症その他	5			15	2		22
	変性その他	2		2				4
	腫瘍	4						4
		小計	148	0	3	645	2	0
泌尿器系	腎炎	307	1	2	955			1265
	腎梗塞	15			187			202
	腎膿瘍	7			1			8
	腎結石	15						15
	腎盂腎炎	4						4
	萎縮腎	6			1			7
	腎点状出血	81		1	22			104
	腎周囲脂肪壊死	54						54
	腎リポフスチン沈着症	9						9
	膀胱炎	123		1				124
	膀胱結石	212						212
	子宮内膜炎	58		1	1			60
	子宮蓄膿症	27						27
	卵巣嚢腫	1			1			2
	妊娠子宮	25			5	1		31
	産後子宮	45						45
	膣脱							0
	乳房炎	135						135
	炎症その他	11			71			82
	変性その他	6			4			10
	腫瘍	2						2
	小計	1143	1	5	1248	1	0	2398

運動器系	筋肉・皮下出血	451	1		183			635
	筋肉・皮下水腫	116			1			117
	筋肉・皮下変性	141			9			150
	筋肉・皮下膿瘍	40			69			109
	骨折	10			6			16
	関節炎	8			2			10
	脱臼	6			1			7
	炎症その他	32			7			39
	変性その他	2			4			6
	腫瘍							0
	小計	806	1	0	282	0	0	1089
細菌病	豚抗酸菌症(リンパ節限局型)				2			2
	結核							0
	放線菌病	4						4
	その他							0
	小計	4			2			6
寄生虫病	肝蛭症	7						7
	隣蛭症							0
	住肉胞子虫							0
	豚肺虫							0
	その他			5	2			7
小計	7	0	5	2	0	0	14	
奇形	囊胞肝							0
	囊胞腎	73			267			340
	その他	2						2
	小計	75	0	0	267	0	0	342
その他	炎症その他					1		1
	変性その他							0
	腫瘍							0
	小計	0	0	0	0	1	0	1
合計		5295	3	25	14909	11	0	20243

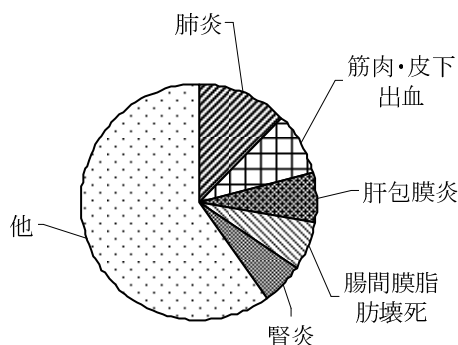
牛の系統別疾病状況



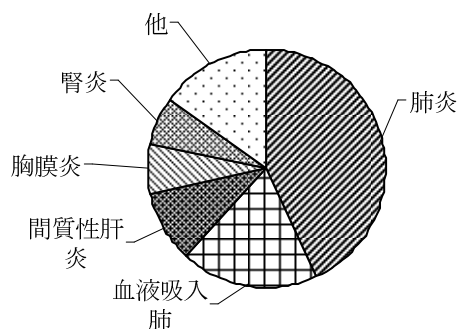
豚の系統別疾病状況



牛の疾病状況



豚の疾病状況



カ 精密検査

安全な食肉を供給するため、現場検査の解剖所見で判定困難な疾病について精密検査（理化学、微生物及び病理等の検査）を実施した。

実施頭数は延べ50頭で、その内訳は牛44頭、豚6頭で、理化学検査42件、微生物検査16件、病理検査9件であった。

(7) 理化学検査

A 血液等の理化学検査

尿毒症および高度の黄疸の疑いのある獣畜について、血液の尿素窒素および総ビリルビン量を測定し、全国食肉衛生検査所協議会理化学部会の基準に照らして判断の材料とした。

牛9頭について尿毒症を疑い、うち1頭を尿毒症として全部廃棄とし、牛14頭について黄疸を疑い、うち3頭を高度の黄疸として全部廃棄とした。また、白血病の疑いのある牛8頭について白血球数を測定した。

B 残留有害物質モニタリング検査

「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」により、と畜場において豚肉を収去し、次のとおり検査を実施した。

抗生物質等名	食品名	検体数			違反数		
		筋肉	腎臓	肝臓	筋肉	腎臓	肝臓
抗菌性物質※	豚肉	7	7	7	0	0	0
オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン	豚肉	7	7	7	0	0	0
イベルメクチン	豚肉	7	7	7	0	0	0
フルベンダゾール	豚肉	7	7	7	0	0	0

※ スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメキシム、スルファジメキシム、スルファキノキサリン、オキシリニク酸、チアンフェニコール、オルメプリム、トリメプリム、ピリメタミン

C 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量調査

平成 24 年 7 月 23 日付け食安監発 0723 第 1 号「平成 24 年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査等について」及び同別添「牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量調査実施要領」により、下記のとおり検査を実施した。

	検査月日	頸椎周囲	外側腹部
1	8月20日	0	0
2		0	0
3		0	0
4	8月27日	0	0
5		0	0
6		0	0
7	9月3日	0	0
8		0	0
9		0	0
10	9月24日	0	0
11		0	0
12		0	0
13	10月1日	0	0
14		0	0
15		0	0
16	10月8日	0	0
17		0	0
18		0	0
19	11月12日	0	0
20		0	0
21		0	0
22	11月27日	0	0
23		0	0
24		0	0

※ 結果は、ふき取り検体中に含まれる GFAP 量を残留度に換算した数値
100cm² 当たりの GFAP 量が 3ng 未満(残留度 0) 3ng 以上 6ng 未満(1) 6ng 以上 9ng 未満(2)
9ng 以上 12ng 未満(3) 12ng 以上(4)

(イ) 微生物検査

A と畜場法および獣畜の疾病に関する検査

(a) 細菌学的検査

現場と畜検査時に敗血症、豚丹毒等を疑う病理所見で保留となった獣畜について細菌学的精密検査(培養法による同定、血清抗体価検査およびPCR法による同定)を実施した。

また、参考検査として、豚丹毒、豚非定型抗酸菌症(豚AM症)の蔓延等の確認を目的として、細菌学的検査(培養法による同定およびPCR検査)を実施した。

◆細菌学的精密検査および参考検査

種別	精密検査理由	検査頭数	全部廃棄措置数 または陽性検体数
牛	敗血症	3	3
豚	敗血症	2	2
豚	豚丹毒(敗血症型)	1	1
豚	豚丹毒(関節炎型)	2	1
牛	レプトスピラ(参考検査)	3	(0)
豚	豚AM症(参考検査)	2	(0)
豚	豚丹毒(参考検査)	3	(0)
豚	豚赤痢(参考検査)	3	(0)
豚	増殖性腸炎(参考検査)	3	(1)

◆敗血症分離菌等の詳細

解体日	種別	分離菌種	菌分離臓器
H24. 4. 2	豚	<i>Arcanobacterium pyogenes</i> <i>Erysipelothrix rhusiopathiae</i>	疣贅性心内膜炎部、肝臓、内腸骨リンパ節
H24. 6. 15	牛	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、頸部筋肉、腎臓、膝下リンパ節
H24. 6. 22	牛	<i>Listeria grayi</i> <i>Staphylococcus saprophyticus</i>	疣贅性心内膜炎部
H24. 7. 16	牛	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、心筋、肝臓、腸骨下リンパ節
H25. 1. 31	豚	<i>Micrococcus spp</i> <i>Staphylococcus spp</i>	疣贅性心内膜炎部

◆豚丹毒(関節炎型)の年度別検出推移は以下の通り

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
豚丹毒(関節炎型)陽性数	5	0	3	1	2	1
と畜頭数に占める割合	0.10%	0.00%	0.04%	0.01%	0.03%	0.01%

(b) ウイルス学的検査（PCR法および血清抗体価検査）

現場と畜検査時に地方病性牛白血病を疑う病理的所見で保留となった牛について、心残血等によるPCR法および血清抗体価測定を実施した。

種別	精密検査理由	検査頭数	陽性※
牛	牛白血病	8	7

※全部廃棄については、総合所見にて措置

(c) 保菌調査

①トキソプラズマ抗体価調査

と畜場に搬入された豚について8養豚場(各5頭)計40頭について採血を行い、トキソプラズマの抗体価を測定した。その結果、陽性反応は認められなかった。

②豚丹毒抗体価調査

と畜場に搬入された豚について8養豚場(各5頭)計40頭について採血を行い、豚丹毒の抗体価を測定した。その結果、陽性反応は認められなかった。

B 食品衛生法および衛生管理に関する検査

(a) 衛生管理に関する検査

牛、豚枝肉の拭き取り検査を行い、枝肉の微生物汚染の実態を調査し、衛生教育の資料として活用した。また、搬入家畜の糞便検査を実施し、各保菌率についても調査した。

種別	検体	一般生菌数	大腸菌群数	O157	O26	O111	サルモネラ
牛	枝肉 拭き取り	84	84				
	糞便			24(0)	24(0)	24(0)	24(0)
豚	枝肉 拭き取り	84	84				
	糞便						24(0)
合計		168	168	24(0)	24(0)	24(0)	48(0)

※()内は陽性検体数

(b) 残留抗生物質に関する検査（簡易法）

厚労省通知に基づき、豚7頭について収去検査(モニタリング検査)を実施した。豚7頭(計14検体)すべて陰性であった。

(ウ) 病理検査

全身性疾病を疑う個体について、病理解剖学的および組織学的に精密検査を実施した。その結果、他の検査成績とも併せて全部廃棄措置となったのは、牛21頭、豚12頭の計33

頭であった(以下の表)。その他、限局的に認められた病変についても、牛31頭、豚16頭、馬5頭、鶏1羽を病理組織学的に検索し、検査結果に反映させた。

畜種	疾病名	月											合計 (頭)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	
牛	敗血症			2*	1*										3
	尿毒症				1										1
	膿毒症			1*	1*		1		1	1					5
	白血病							2	3		2				7
	黄疸				2			1							3
	全身性腫瘍			2											2
豚	敗血症	1									1				2
	膿毒症				1										1
	豚丹毒							1							1
	PMWS							1	2	3				1	7
	尿毒症												1		1

*重複有り

(I) 伝達性海綿状脳症 (TSE) スクリーニング検査

A 牛のスクリーニング検査

平成13年10月18日からスクリーニング検査を実施し、平成16年に1頭BSE検査陽性牛を摘発した。平成24年度のスクリーニング検査結果は、下表のとおりすべて陰性であった。

B めん羊・山羊のスクリーニング検査

平成17年10月1日から12ヶ月齢以上のめん羊および山羊のスクリーニング検査を実施している。平成24年度スクリーニング検査実績は、めん羊8頭であった。

〈平成24年度 TSE スクリーニング検査結果〉

牛(とくを含む)		めん羊		山羊	
検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数
2,521	0	8	0	0	0

(2) 食鳥検査

管内には、大規模食鳥処理場が1施設(天理市)あり、平成24年度の年間処理羽数は、336,166羽(成鶏とブロイラー(特殊鶏))、稼働日数は265日であった。

当施設は、外剥法によるテーブル解体方式で、早朝より近畿圏内等の養鶏場から鶏を集め、その日に処理作業を開始。処理後のと体はチラー冷却後、そのまま一昼夜冷蔵保存し、翌日から食鳥と体のテーブル解体処理を実施。食鳥検査は、検査所及び日々雇用検査員(県獣医師会所属)によって実施され、精密検査及び衛生検査等は検査所で実施した。

ア 月別・入荷先府県別検査羽数 (別表1)

(ア) ブロイラー(特殊鶏)

検査羽数は9,483羽(対前年度1,036羽減)であり、月別検査羽数は600～1,000羽程度で推移した。

(イ) 成鶏

検査羽数は326,683羽(対前年度59,676羽、18.3%減)であった。月別による検査羽数は、平均27,000羽程度であったが、9～11月は、平均をかなり下回って推移した。

入荷先を府県別に見ると、奈良県、三重県、滋賀県の順で、県内からの入荷は24.4%であった。

表1 月別・入荷先府県別検査羽数

月	ブロイラー	成鶏 計	奈良県	滋賀県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	その他
4	868	28,609	11,745	4,942	5,460	0	0	2,185	0	4,277
5	860	38,086	2,390	5,581	13,693	5,383	294	2,975	7,770	0
6	885	29,713	7,747	2,984	4,316	0	270	3,640	4,090	6,666
7	616	27,188	12,338	8,605	0	150	0	0	0	6,095
8	640	29,530	3,625	0	13,310	0	0	12,595	0	0
9	769	17,495	6,065	4,787	3,190	0	1,168	2,285	0	0
10	782	20,295	5,397	4,584	2,589	540	0	0	2,725	4,460
11	888	18,683	2,694	4,341	5,775	0	150	3,293	0	2,430
12	1,085	28,335	2,186	3,790	13,764	120	300	2,395	5,780	0
1	740	37,627	16,490	5,763	0	445	0	4,785	10,144	0
2	665	27,669	4,509	4,760	6,065	0	2,095	10,240	0	0
3	685	23,453	4,583	6,188	3,688	0	32	5,970	2,992	0
計	9,483	326,683	79,769	56,325	71,850	6,638	4,309	50,363	33,501	23,928
		100.00%	24.42%	17.24%	21.99%	2.03%	1.32%	15.42%	10.25%	7.32%

* ブロイラー(特殊鶏)はすべて奈良県産

イ 過去10年間の食鳥検査羽数

(別表2)

検査羽数は、近年は年々減少ぎみに推移しており、前年度に比べブロイラーは9.8%、成鶏は15.4%減少した。

表2 過去10年間の食鳥検査羽数の推移

年度	種類	ブロイラー	成 鶏	計
15		18,955	543,815	562,770
16		16,341	558,609	574,950
17		13,777	530,994	544,771
18		12,455	597,061	609,516
19		10,435	585,455	595,890
20		8,596	583,757	592,353
21		8,686	521,893	530,579
22		9,213	436,567	445,780
23		10,519	386,359	396,878
24		9,483	326,683	336,116

ウ 食鳥検査の結果に基づく処分状況

(別表3)

(ア) ブロイラー

平成24年度は、放血不良での解体禁止および炎症での全部廃棄が各1羽の処分であった。なお、ブロイラー(特殊鶏)は、生体検査および脱羽後検査のみで、当該施設では内臓摘出後検査は実施していない。

(イ) 成鶏

総処分羽数は2,696羽(全検査羽数の0.8%)で、処分状況は解体禁止が686羽(全検査羽数の0.2%)であり、異常鶏の25.1%を占めた。処分理由は、削瘦および発育不良が73.6%を占めた。

全部廃棄は1,618羽(全検査羽数の0.5%)で、異常鶏の60.3%を占め、処分理由は、卵墜、卵秘に伴う腹腔内の炎症が80.5%、腸管、卵管等腹腔内諸臓器の腫瘍が18.5%、他には水腫、出血等であった。

一部廃棄は392羽(全検査羽数の0.1%)で、主な理由はミューラー管嚢腫および炎症であった。

表3 食鳥検査の結果に基づく処分状況

検査羽数		ブロイラー(大和肉鶏)			成鶏		
		9,483			326,683		
396,878		解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分実羽数		1	1	0	686	1,618	392
ウイルス病	鶏痘						
	伝染性気管支炎						
	伝染性喉頭気管炎						
	ニューカッスル病						
	鶏白血病						
	封入体肝炎						
	マレック病						
	その他						
細菌病	大腸菌症						
	伝染性コリーザ						
	サルモネラ症						
	ブドウ球菌症						
	その他						
その他	毒血症						
	膿毒症						
	敗血症						
	真菌症						
	原虫症 (トキソプラズマを除く)						
	トキソプラズマ症						
	寄生虫病						
	変性				3		79
	尿酸塩沈着症						
	水腫					11	
	腹水症						
	出血					2	6
	炎症		1		3	1,303	41
	萎縮						11
	腫瘍					299	1
	臓器の異常な形等					1	
	異常体温						
	黄疸						
	外傷					2	6
	中毒諸症						

	削瘦及び発育不良				505		
	放血不良	1			175		
	湯漬過度						
	その他					1	338
	計	1	1	0	686	1,619	482

エ 精密検査

(7) 理化学検査

残留有害物質モニタリング検査

「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」により、県内の認定小規模食鳥処理施設2ヶ所および大規模食鳥処理施設1ヶ所から県内産ブロイラー及び成鶏を収去し、検査を実施したが、いずれも陰性であった。

抗生物質等名	検体数			違反数		
	筋肉	腎臓	肝臓	筋肉	腎臓	肝臓
抗菌性物質※	3	3	3	0	0	0
オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン	3	3	3	0	0	0
フルベンダゾール	3	3	3	0	0	0
ナイカルバジン	3	3	3	0	0	0

※ スルファメラジン、スルファミジシ、スルファモノメキシン、スルファジメキシン、スルファキノキサリン、オキシリニック酸、チアンフェニコール、オルメプリム、トリメプリム、ピリメダシ

(イ) 微生物検査

A 病原菌の保菌状況調査

病原菌の保菌状況調査として、ブロイラー(特殊鶏)と成鶏の総排泄口からのふき取りの検査を実施し、サルモネラ、カンピロバクターの汚染調査を実施した。

サルモネラは、ブロイラー(特殊鶏)68 検体中 9 件(13.2%)、成鶏 95 検体中 35 件(36.8%) 検出された(内1件は *S.Enteritidis*)。カンピロバクターはブロイラー20 検体で不検出、成鶏は 31 検体中 17 件(54.8%) 検出された。

B 食鳥処理場の衛生検査

食鳥の処理に使用されているまな板や解体肉等の汚染状況について、毎月ふき取り検査を行い調査した。検査項目は一般細菌数、大腸菌群数、サルモネラ、カンピロバクターで、総検査数は 272 件であった。

C 残留抗生物質に関する検査(簡易法)

県内の認定小規模食鳥処理施設 2ヶ所及び大規模食鳥処理施設 1ヶ所から県内産ブロイラー及び成鶏の筋肉、腎臓の計6検体について抗生物質の検査を実施したが、いずれも陰性であった。

(ウ) 病理検査

肉眼的に異常が認められた検体については、適宜、病理組織学的検査を実施し、結果を診断に反映させた。

2. 市場食品検査課

(1) 監視指導

平成 24 年度の営業施設の監視指導件数は 1,597 件であった。通常の監視指導に加えて、「せり」前の食品の収去検査、営業施設等の監視指導を行うため、午前 4 時からの早朝勤務を 48 日(延人員 56 名)実施した。

業 種		施 設 数	実施延監視回数
許 可 業 種	飲 食 店 営 業	8	64
	喫 茶 店 営 業	5	7
	乳 類 販 売 業	8	12
	食 肉 処 理 業	0	0
	食 肉 販 売 業	2	51
	食 肉 製 品 製 造 業	0	0
	魚 介 類 販 売 業	47	511
	魚 介 類 せ り 売 り 業	2	131
	魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	0	0
	食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	1	1
	氷 雪 販 売 業	1	4
	そ う ざ い 製 造 業	12	211
小 計		86	992
届 出 業 種	食 品 製 造 業	2	36
	野 菜 果 物 販 売 業	28	338
	そ う ざ い 販 売 業	2	5
	菓 子 販 売 業	2	3
	食 品 販 売 業 (上 記 以 外)	21	222
	器 具 容 器 包 装 販 売 業	4	1
小 計		59	605
合 計		145	1597

(2) 食品等の試験検査

平成 24 年度は 474 検体、8,162 項目の試験検査を実施した。

ア 収去検査

食品の収去検査は 259 検体、7,302 項目の試験検査を実施した。

県指導基準不適合の食品は 1 検体であり行政指導及び再検査を行った。なお、残留農薬、食品添加物の一部、有害金属等の検査 64 検体は県保健環境研究センターへ依頼した。

平成 24 年度収去検査(市場検査課)

食品分類	収去検体数	法令基準違反検体数	検査項目数合計	検査項目																									
				小計	微生物学的検査											小計	化学的検査							その他					
					細菌数	大腸菌群	E.coli	E.coli最確数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	腸炎ビブリオ最確数	腸管出血性大腸菌 O157	腸管出血性大腸菌 O26	カンピロバクター		クロストリジウム属菌	恒温試験	無菌試験	ソルビン酸	デヒドロ酢酸	安息香酸	サツカリンナトリウム		二酸化イオウ	亜硝酸根	揮発性塩基窒素	トリメチルアミン	T.T.C
鮮魚介類	44		224	214	44	44	44		44	5	23		5	5				10					5	5					
生食用鮮魚介類	13		65	65	13	13		13																					
生食用貝類	4		28	20	4	4		4										8						4	4				
生食用かき	12		72	48	12		12	12			12							24									12	12	
魚介加工品	29		140	140	29	29		29	19	5																			
魚肉ねり製品	4		30	16	4	4		4										14	4	4	4	2							
食肉	2		10	10	2	2		2	2																				
食肉製品	2		18	10	2	2		2	2									8	2	2	2			2					
冷凍食品																													
めん類	17		68	68	17	17		17																					
弁当	17		85	85	17	17		17	14	3																			
そうざい	22		104	104	22	22		22	15	1																			
漬物	5		26	20	5	5		5										6	2	2	2								
調味料	1		8	5	1	1		1	1									3	1	1	1								
野菜加工品	6		32	24	6	6		6										8	2	2	2		2						
菓子	2		8	8	2	2		2																					
缶詰・瓶詰食品等																													
豆腐	10		42	42	10	10		10	2																				
卵・液卵	10		50	50	10	10		10	10																				
合計	200		1010	929	200	188	188	12	200	70	32	29	5	5				81	11	11	11	2	7	2	9	4	12	12	

平成 24年度収去検査(保健環境研究センター)

食品分類	収去検体数	法令基準違反検体数	検査項目数合計	EDTA	過酸化水素	プロピレングリコール	イマザリル	オルトフェニルフェノール	ジフェニル	チアベンダゾール	BHA	BHT	酸価	過酸化物価	PCB	水銀	TBTO	カドミウム	銅	亜鉛	鉛	ヒ素	スズ	E. Coli	サルモネラ属菌	腸管出血性大腸菌 O157	抗生物質	残留農薬	ノロウイルス	二酸化硫黄	放射性物質	
鮮魚介類	8		8													8																
魚介加工品	2		4								2	2																				
菓子																																
果物	8		935				2			2																				928		3
野菜	46		5,345																											5,336		9
合計	64		6,292				2			2	2	2				8														6,264		12

イ 収去検査以外の検査

中央卸売市場内の営業施設の設備・器具等のふき取り検査を、215 検体(検査項目:860)について実施した。なお、検査の結果、まな板 12 検体、製氷機および冷蔵庫等の取手 4 検体から黄色ブドウ球菌が検出され、一部施設について営業者及び従事者に対して食品の衛生的な取扱指導を行った。

食品分類	検体数	合計	検査項目				
			細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ
器具等の拭取り	215	860	0	215	215	215	215

(3) 違反食品、県指導基準不適合食品

収去検査等の結果、県指導基準による不適合な食品が 1 件あり、当該食品事業者に対し、食品の衛生的な取扱及び衛生管理について指導した。この食品については再検査を行い、最終的に県指導基準適合となった。

奈良県指導基準不適合

収去月日	品名	不適事項
10月 15日	玉子焼き	E.coli陽性

(4) その他不良食品

収去検査等の結果、衛生規範による不良食品が 7 件あり、当該食品事業者に対し、食品の衛生的な取扱及び衛生管理について指導した。これらの食品についても再検査を行い、最終的に良好な結果を得られた。

衛生規範不適食品

収去月日	品名	不適事項
4月 24日	ゆでめん	大腸菌群陽性
7月 3日	はくさい漬け	E.coli陽性
7月 9日	ゆでめん	大腸菌群陽性、細菌数超過
7月 9日	ゆでめん	大腸菌群陽性、細菌数超過
7月 9日	ゆでめん	大腸菌群陽性、細菌数超過
7月 9日	ゆでめん	大腸菌群陽性
7月 30日	ゆでめん	大腸菌群陽性

(5) 苦情・相談

平成 24 年度の苦情及び相談件数は 6 件であった。

その内訳は、食品の変質及び異臭等の相談が 3 件、食品の表示に関する相談 1 件、異物の付着及び混入(寄生虫含む)等の相談が 2 件であった。

(6) その他

ア 貝毒情報による監視

春先から下痢性または麻痺性の貝毒による毒化が見られるため、厚生労働省及び都道府県（主に、貝の生産地を有する県等）からの貝毒情報（麻痺性貝毒、下痢性貝毒が規制値を越えたための出荷自主規制措置状況）の提供があり、当該情報に基づき監視を行った。平成 24 年度は、アサリ、ホタテ、カキ等について各方面より 76 件の情報があった。

イ 一斉取締等

平成 24 年度食品・添加物等の夏期一斉取締（7 月 1 日～8 月 31 日）及び年末一斉取締（12 月 1 日～30 日）を実施した。夏期一斉取締は、8 月に食品衛生月間行事として、ポスターの貼付・配布に加え、食品衛生について注意をうながす大型の横幕を設置し、啓発推進に努めた。

ウ 食品衛生協会中央市場の支援

食品関係従事者の検便及びレントゲン車での結核健康診断の実施に協力、食品衛生協会が配布する食品衛生関係のチラシ、資料の作製を支援した。

Ⅲ 調査研究

1 研究発表

年度別研究発表

年度	演題及び発表者名	発表者	学会名
11	食鳥処理場に搬入された成鶏のサルモネラ保菌状況	石田充亮	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
12	牛からの 0157 以外の腸管出血性大腸菌の検出状況	井上凡己	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	鶏由来 <i>Campylobacter jejuni</i> の血清型別及び薬剤感受性	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	ニトリルゴム製手袋中のアクリロニトリル残留調査	中谷英雄	全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会
13	鶏・牛・豚から分離される <i>Campylobacter</i> 属菌の分離状況	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	牛の悪性顆粒膜細胞腫の 1 例	堂上文生	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
15	食鳥の <i>Campylobacter</i> 及び <i>Salmonella</i> 保菌調査と生産現場へのフィードバック	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	皮膚型牛白血病の 1 例	堂上文生	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
16	組織学的検査を実施した食品の苦情事例	長石貞保	奈良県衛生関係職員協議会研修会
	肝臓非腫瘍部にアミロイド変性を認めた牛の肝細胞癌	堂上文生	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
17	豚枝肉の微生物汚染実態調査について	光岡恵子	奈良県衛生関係職員協議会研修会
18	牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査について	金井洋子	近畿食品衛生監視員研修会
20	牛の舌に認められた潰瘍性病変について	佐藤健一	奈良県衛生関係職員協議会研修会
21	牛の疣贅性心内膜炎について	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会研修会
	牛枝肉表面の拭き取り検査結果解析について	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会

22	地方病型牛白血病の補助診断法の検討について	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会研修会
	豚丹毒の摘発状況と分離菌の性状について	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
23	と畜場に搬入されたヒネ豚の病態について	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	病牛における動物用医薬品使用状況と残留抗生物質簡易検査法モニタリング	阿久津喜規	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
	豚の白血病の一症例について	長石貞保	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
24	肺血栓症を認めた牛の敗血症事例について	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	豚の非定型抗酸菌症の集団発生と分離菌について	阿久津喜規	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会

(1)平成 24 年度調査研究(全国食肉衛生技術研修会衛生発表会発表演題

肺血栓症を認めた牛の敗血症事例について

奈良県食品衛生検査所
○内田美枝 阿久津喜規

はじめに

肺血栓症の成因や病態はヒト医療においても十分な解明がされていないが、深部静脈血栓症との関連、すなわち、エコミークラス症候群や、消化器外科・産婦人科・整形外科などの術後に安静臥床が長くなった患者に起こる術後合併症の1 つとして注目されている⁽¹⁾。この場合、血栓症の起こった部位に細菌感染が存在すると、敗血症を合併し、予後不良となるケースもあるとされる。一方、と畜検査領域において、肺血栓症は右心室の血栓性心内膜炎や肺自体の細菌性炎症に続発することが多いとされてはいるが⁽²⁾、その症例報告は少ない。今回、奈良県食肉流通センターに搬入された牛に肺血栓症を認め、敗血症として全部廃棄措置した事例について報告する。

症例・検査方法

(症例1)

ホルスタイン種、雌(経産牛)、月齢72ヶ月、体格普通、栄養状態普通、搬入時体温36.4℃、末梢血塗抹検査で好中球増加傾向、病歴書診断名は腹膜炎、2012年2月3日に病畜搬入され、検査の結果、敗血症として全部廃棄。

(症例2)

ホルスタイン種、雌(経産牛)、月齢40ヶ月、体格普通、栄養状態普通、搬入時体温37.2℃、生体検査時に左前肢・両後肢に関節膿瘍を認める、病歴書診断名は第4胃食滞、2012年2月9日に病畜搬入され、検査の結果、敗血症および膿毒症として全部廃棄。

(細菌検査)

肺血栓、疣贅性心内膜炎部位について、組織スタンプ標本をグラム染色し、菌の存在を確認した。また、肺血栓および病変部、並びに心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、筋肉部位、体幹リンパ節の各正常部位について、炭酸ガス培養(5%羊血液加トリプチケースロイ血液寒天培地)および嫌気培養(5%羊血液加GAM寒天培地)で、37℃、48時間から72時間培養により菌分離した。分離菌は、生化学的性状による同定キット(バイオメリューAPIシリーズ)、又は16SrDNA領域の相同性検索により菌種同定した。

結果

解体所見および細菌検査の結果を表1にまとめた。

(症例1)

肺(両葉)は暗赤色の血栓を大小脈管内に多数認め(画像1・2の左)、一部に肺梗塞を認めた。腎臓は両側に貧血性梗塞を認めた。肝臓は実質に一部壊死および肝炎を認めた。4胃は粘膜潰瘍および点状出血、漿膜面に軽度腹膜炎を認めた。右臍部手術痕(第4胃変位整復手術)縫合糸周辺に筋肉膿瘍を認めた。

肺血栓において、スタンプ標本のグラム染色によりグラム陽性球桿菌を多数認めた。培養検査の結果、肺血栓より*Staphylococcus caprae*を分離した。また、心筋、肝臓、筋肉膿瘍(手術痕部位)および浅頸リンパ節より、別の多種類の菌を分離した。

(症例2)

肺(右葉)は暗赤色の血栓を大小脈管内に多数認め(画像1・2の右)、一部に肺膿瘍の形成を認めた。心臓は左右房室弁部に直径2cm~10cmの疣贅性心内膜炎を認めた。腎臓は両側に貧血性梗塞、並びに針頭大膿瘍を多数認めた。両飛節に関節膿瘍、また、右臍部手術痕(第4胃食滞整復手術)縫合糸周辺に筋肉膿瘍を認めた。

肺血栓および疣贅性心内膜炎部位において、スタンプ標本のグラム染色によりグラム陽性短桿菌を多数認めた。培養検査の結果、肺血栓および疣贅性心内膜炎、その他肝臓、腎臓、脾臓および体幹リンパ節より*Arcanobacterium pyogenes*を分離した。

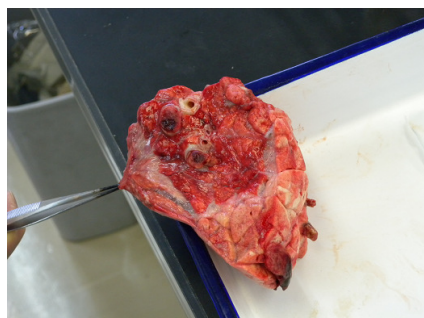
表1 解体所見および細菌検査結果

	肺	心臓	肝臓	腎臓	胃腸	脾臓	杖筋肉	その他
症例1 所見	・肺血栓症 ・梗塞 ・肺炎	ND	・壊死(一部) ・炎症	・貧血性梗塞 ・炎症	・4胃潰瘍 ・粘膜出血 ・腹膜炎(軽度)	ND	・4変手術痕(筋肉膿瘍)	・化膿性乳房炎
症例1 検出菌	<i>Staphylococcus caprae</i>	<i>Streptococcus acidominimus</i>	<i>Corynebacterium</i> spp.	ND	NT	ND	・ <i>Corynebacterium casei</i> (手術痕筋肉膿瘍) ・ <i>Gemella haemolysis</i> (浅頸Ly)	・ <i>Cellulosimicrobium cellulans</i> (浅頸Ly)
症例2 所見	・肺血栓症 ・肺膿瘍 ・肺炎	・疣贅性心内膜炎(左右房室弁部)	・腫大	・貧血性梗塞 ・微小膿瘍散在	ND	ND	・4胃食滞手術痕(筋肉膿瘍) ・足関節膿瘍	・カタル性乳房炎
症例2 検出菌	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	NT	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	ND	・ <i>Arcanobacterium pyogenes</i> (浅頸・内腸骨・腸骨下Ly)

ND: 著変無し、

若しくは不検出

NT: 検査未実施



画像1・2 肺血栓

(左: 症例1)

(右: 症例2)

考察

当所のと畜検査における敗血症の判定基準は、全国食肉衛生検査所協議会の指針に則り、①病理学的に敗血症を疑う所見を呈し、臓器・リンパ節・枝肉のいずれかの2か所以上から同一菌種が分離されたもの、②全身症状を呈し、血液中に菌の存在が確認されたもの、③病理学的に敗血症の一般所見を呈するもの、すなわち、皮下織の出血、呼吸器系の出血、主要臓器の混濁腫脹・出血、臓器付属リンパ節並びに体幹リンパ節の腫脹・出血等の多くの所見を呈するものとし、いずれかに該当する場合に全部廃棄の措置を実施している。実際には①の判定基準(2か所以上から同一菌種)によるもので、疣贅性心内膜炎を伴う敗血症事例が多く、その原因菌は *Arcanobacterium pyogenes* が約6割を占める⁽³⁾。一方、②の判定基準(血液中に菌確認)は、血液培養が可能となる無菌的な採血が家畜搬入現場では不可能であるため、これまで該当する事例はなかった。

今回遭遇した肺血栓症例は、いずれも起立不能の病畜搬入牛であり、腎梗塞等の敗血症に特徴的なマクロ病理所見が認められ、全身症状を呈した状態であった。また、肺血栓中に多数の細菌を認めたことから、全身性の菌血症状態であったと推察された。

一方、細菌検索の結果において、症例1では肺血栓や心筋等、各臓器から多種多数の菌を検出したものの、2か所以上から同一の菌を検出するには到らなかった。症例2では各所から同一の、牛の敗血症で最もポピュラーな化膿菌を検出した。この場合、従来の判定基準に則れば、症例1は検査合格、症例2は敗血症による全部廃棄措置ということになる。しかし、今回、「肺血栓中に認められた菌」を「血液中に菌の存在を確認」であるとし、②の判定基準に該当するものとして全部廃棄措置とした。

術後合併症等としての肺血栓症は、その成因を考えた場合、胃の変位整復手術や周産期疾患等による起立不能牛において起こりやすい病態であり、また、敗血症を疑う重要な解体後検査の一所見である。このことから、状況に応じ、肺実質を数カ所切開する検査は必要かつ重要であると考えられた。特に、全身症状を呈し、敗血症を疑うマクロ所見が他にも存在する肺血栓症においては、血栓からの菌分離を、血液中に菌の存在を確認したものと同様であると捉え、全部廃棄措置の判定基準を満たすものとするのが公衆衛生上望ましいと考える。

引用文献

- (1) 日本循環器学会他7学会合同研究班、肺血栓塞栓症および深部静脈血栓症の診断、治療、予防に関するガイドライン(2009年改訂版)
- (2) 全国食肉衛生検査所協議会編、食肉・食鳥衛生検査マクロ病理学カラーアトラス(1997年版)
- (3) 奈良県食品衛生検査所事業概要 平成21年度版 調査研究

(2) 全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会発表演題

豚の非定型抗酸菌症の集団発生と分離菌について

食品衛生検査所

○阿久津喜規、内田美枝

1. はじめに

非定型抗酸菌(以下AM)は動物及びヒトに難治性の病変を形成し、特にヒトでは免疫不全患者やエイズ患者から高率に分離され、人獣共通感染症起因菌として公衆衛生上重要である¹⁾。豚AM症では、主に *Mycobacterium avium complex*(以下、MAC)が分離される²⁾。豚AM症は増体率や繁殖成績への影響が少なく、臨床症状に乏しい。そのため、と畜検査で初めて発見されることが多く、その時点において、すでに豚舎内に蔓延している可能性がある。

今回、同一農家からの出荷豚群に豚AM症の蔓延が示唆され、全部廃棄措置基準の見直しと菌検索について実施したところ、若干の知見が得られたのでここに報告する。

2. 材料・方法

1)材料

2011年11月から2012年1月にN食肉流通センターに搬入され、後述の新基準により全部廃棄措置とした豚17頭から心臓、肺、腎臓、脾臓、肝臓、頸部筋肉、浅頸リンパ節、下顎リンパ節、気管支リンパ節、乳房リンパ節、内腸骨リンパ節を採材し検体とした。

2)細菌検査

各検体をNALC-NaOHによる前処理の後、抗酸菌検査用培地MGIT(日本ベクトン・ディッキンソン株式会社)で3週間培養し、陽性を示したものに対して、PCR法³⁾にてMACを検出した。また、MAC陰性検体に対して、PCR法⁴⁾にて *Mycobacterium* 属(以下、M属)を検出した。

また、MGIT陽性かつPCR法にてMAC・M属ともに陰性であったものを羊血液寒天培地を用い分離・培養し、生化学的性状により菌種同定した。

3. 結果

1)全部廃棄措置基準の見直しについて

従来は全食検協病理部会基準(表1)によって措置していた。しかし今回、同一農家出荷豚群に腸間膜リンパ節での乾酪壊死巣の陽性率が上昇してきた時点(対頭数百分比:20%→70%)で、PCR法にてMACを確認し、この時点を「豚AM症の蔓延が示唆される」とした。そして、豚AM症の全部廃棄措置基準を「豚AM症の蔓延が示唆される農家で、腸間膜リンパ節若しくは下顎リンパ節の他、1臓器又はその付属リンパ節に抗酸菌特有の病変を認め、かつその1ヶ所以上から抗酸菌を確認したもの(※スタンプ若しくは凍結切片染色標本の鏡検による)」とした。

表1. 全食検協病理部会全部廃棄措置基準

ア)腸間膜リンパ節若しくは下顎リンパ節の他、複数の臓器又はその付属リンパ節に抗酸菌特有の病変を認め、かつその1ヶ所以上から抗酸菌を確認したもの
 イ)腸間膜リンパ節若しくは下顎リンパ節の他、1臓器又はその付属リンパ節及び躯幹リンパ節に抗酸菌特有の病変を認め、1ヶ所以上から抗酸菌を確認したもの

2) 菌検索の結果について(表2)

検査個体 17 頭のうち、MGIT 陽性となったものは 16 頭であった。部位別陽性率は、肝臓 86%、腸間膜リンパ節 53%、下顎リンパ節 44%、心臓 40%、腎臓 38%、頸部筋肉 30%、浅頸リンパ節 15%、気管支リンパ節 13%、脾臓 8%、乳房リンパ節・内腸骨リンパ節・肺 0%であった。

検査個体 16 頭のうち、MAC 陽性となったものは 12 頭であった。部位別陽性率は、下顎リンパ節 44%、腸間膜リンパ節 41%、腎臓 38%、肝臓 29%、浅頸リンパ節 15%、気管支リンパ節 13%、心臓・脾臓 8%、頸部筋肉 0%であった。

検査個体 13 頭のうち、M 属陽性となったものは 2 頭であった。この陽性個体 2 頭のうち 1 頭は他部位で MAC 陽性、1 頭は MAC 陰性であった。部位別陽性率は肝臓 14%、腸間膜リンパ節・心臓・頸部筋肉 0%であった。

1 頭の腸間膜リンパ節から *Rhodococcus equi* を検出した。

表2. 各検査項目の陽性率

	MGIT	MAC・PCR 法	M 属・PCR 法
気管支リンパ節(15)	13%	13%	—
下顎リンパ節(16)	44%	44%	—
腸間膜リンパ節(17)	53%	41%	0%
乳房リンパ節(13)	0%	—	—
浅頸リンパ節(13)	15%	15%	—
内腸骨リンパ節(13)	0%	—	—
心臓(12)	40%	8%	0%
腎臓(8)	38%	38%	—
肺(12)	0%	—	—
脾臓(13)	8%	8%	—
肝臓(14)	86%	29%	14%
頸部筋肉(10)	30%	0%	0%

※()内数値は検体数を、「—」は検体数 0 を示す

4. 考察

検査した 17 頭中、12 頭(70%)が MAC による豚 AM 症であった。

検出部位を感染経路別に考えた場合、腸管経由(下顎リンパ節・腸間膜リンパ節・肝臓)または気道経由(気管支リンパ節)以外と推測される、腎臓、心臓、浅頸リンパ節から

も MAC が検出された。これらの部位からの検出により、MAC の全身感染が推測された。特に腎臓の陽性率は 38%と、下顎リンパ節、腸間膜リンパ節に次ぎ高い傾向を示したことは興味深い結果であった。

MAC 以外の M 属が 2 頭で確認されたが、1 頭は他部位で MAC 陽性であったことから MAC との重複感染が推測され、別の 1 頭は MAC 以外の M 属による感染と推測された。

以前、当検査所において豚 AM 症と診断したが、小川培地にて分離・培養したところ、*Rhodococcus equi*と判明したことがあったが、豚 AM 症と類似の病変を作る⁵⁾との過去の報告と合致する結果であった。引き続き、豚 AM 症との鑑別診断が重要と考えられた。

今回の結果から、従来 of 全部廃棄措置基準を満たさない個体においても、既に全身感染を起こしている可能性が示唆された。そして、腎臓に病変が認められる時は既に AM 症が進行した状態⁶⁾との報告もあることから、全身感染の指標として腎臓の培養結果が重要であると思われる。また、*Rhodococcus equi*が確認されたことから、豚 AM 症蔓延が疑われた初期の段階で PCR 法にて MAC の存在を確認することは、その後の方針を決める上で有益だと思われる。

参考文献

- 1) 日比谷健司 他 (2007) 結核 vol.82.No.6;539-550
- 2) Morita Y. et al. (1994) J. Vet. Med. Sci. 56(3);475-479
- 3) Nishimori K. et al. (1995) J. Cli. Microbiol. 41;2102-2106
- 4) Jerzy K. K. et al. (1995) J. Cli. Microbiol. 33;668-674
- 5) 松岡道則 他 (2007) 平成 19 年度富山県食肉検査所事業概要;35-37
- 6) 東谷市郎 他 (1998) 日獣会誌 52;793-796

2 研修・講習会等への参加

年 月 日		名 称	場 所	参加人数	
				食 肉	市 場
平成 24 年	6 月 19 日	奈良県衛生関係職員協議会研修会	大和郡山市	10	3
	6 月 27 日	近畿地区市場食品衛生検査所協議会	大阪府 大阪市		2
	7 月 27 日 28 日	全国食肉衛生検査所所長会議及び 全国大会	大阪市	2	
	8 月 17 日	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブ ロック会病理検査担当者会議	神戸市	1	
	8 月 30 日 31 日	近畿食品衛生監視員協議会研修会	奈良市		3
	10 月 7 日	近畿地区鶏病技術研修会	奈良市	1	
	10 月 7 日	全国食肉衛生検査所協議会理化学 部会総会・研修会	宇都宮市	1	
	10 月 25 日 26 日	全国食品衛生監視員研修会	東京都		1
	11 月 4 日	全食協近畿ブロック会議及び技術研 修会	奈良市	10	
	11 月 7 日 8 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部 会総会・研修会	相模原市	1	
	11 月 8 日 9 日	全国市場食品衛生検査所協議会 全国大会	神戸市		1
	11 月 25 日	全国食肉衛生検査所協議会微生物 部会総会・研修会	さいたま市	1	
	11 月 30 日	地方衛生研究所全国協議会 近畿支部自然毒部会研究発表会	神戸市		1
平成 25 年	2 月 13 日 14 日	全国食肉衛生技術研修会・衛生発 表会	東京都	2	
	2 月 15 日 16 日	全国食鳥肉衛生技術研修会・衛生 発表会	東京都	1	

3 その他の事業

(1) 職員の安全衛生管理

職員は、業務上種々の疾病に感染する機会が多いので、有機溶剤取扱者の検診及び一般健康診断を実施している。

(2) 学術研究調査用の検体採取への協力

被検体採取依頼者	目的	検体	採取検体数
奈良県畜産技術センター	研究	牛卵巣	401頭

(3) と畜関係者に対する衛生指導

ア 目的

衛生的で良質な食肉や副生物を生産し流通させることは非常に大切なことで、食肉流通センターの衛生対策の一環として次の事業を実施した。

イ 事業の内容

①奈良県食肉流通センターにおける食肉の衛生確保について

本センターに関係する機関及び団体に衛生上の重点留意事項をまとめて掲示あるいは配布。

②体表汚染牛の搬入防止に関する取り組み

と畜場施設もしくは製品(枝肉等)の重大な細菌感染源となる生体体表の糞便付着状況について、調査、集計を行った。また、その結果を、生産者、関係部局及び団体に還元して、清潔な牛を搬入するように要請した。

③食肉衛生講習会の開催

と畜場関係業務に従事する者を対象とし、食肉衛生の向上に対して知識を深め、より関心を高めるため開催。

講習会開催日 : 7月6日

参加人数: 27名

講習会の内容 : ①細菌にどれだけ囲まれているか

②食肉の衛生について

(4) 食鳥事業者に対する衛生指導および食鳥検査員会議の実施

ア 目的

より衛生的な食鳥肉を流通させるため、食鳥処理場の衛生の確保と従事者の衛生意識向上を目的として実施。

イ 事業の内容

①従事者の衛生指導及び衛生講習会の実施

毎月の拭き取り検査等微生物検査結果を参考に衛生講習会の開催や、日常

の衛生的な処理作業について指導した。

②食鳥検査員(日々雇用職員)会議の開催

日々雇用検査員と年8回会議を実施。検査日の調整や検査員への疾病等の情報を提供し検査技術の向上に努めた。

IV 参考資料

1 条例・規則等

(1) 奈良県食品衛生検査所設置条例

平成二年三月三十日
奈良県条例第二十二号

(設置)

第一条 と畜検査その他と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく事務を分掌させるため、食品衛生検査所を設置する。

(名称等)

第二条 食品衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市	奈良市を除く県の全域

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二年規則第二三号で平成二年一二月六日から施行)

(2) 奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則

平成二年十二月五日
奈良県規則第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十三条第一項の規定により、知事の権限に属する次の各号に掲げる事務を奈良県食品衛生検査所長に委任する。

一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号。以下この号において「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号。以下この号において「令」という。)中次の事項を行うこと。

ア 法第五条第二項の規定により、獣畜の種類及び頭数を制限すること。

イ 法第十三条第一項第一号の規定による獣畜のとさつの届出を受理すること。

ウ 法第十三条第三項の規定により、とさつ又は解体の場所等を指示すること。

エ 法第十四条の規定により、獣畜の検査をすること。

オ 法第十六条の規定により、同条第一号から第三号までの措置をとること。

カ 法第十七条第一項の規定により、報告を徴し、又は職員に立ち入り、検査させること。

キ 令第四条第二号の規定によるとさつを許可すること。

ク 令第七条の規定により、申請書を受理すること。

ケ 令第九条の規定により、検印を押すこと。

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下この号

において「法」という。)中次の事項を行うこと。

ア 法第十五条第一項から第三項までの規定により、食鳥の検査を行うこと。

イ 法第二十条の規定により、同条各号に掲げる措置を採ること。

ウ 法第十六条第二項の認定小規模食鳥処理業者以外の者に対し、法第三十七条第一項の規定により報告をさせ、又は法第三十八条第一項の規定により職員に立ち入り、検査させ、質問させ、若しくは収去させること。

三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この号において「法」という。)中と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における次の事項を行うこと。

ア 法第二十八条第一項の規定により、報告を求め、職員に営業の場所等に臨検し、検査させ、又は収去させること。

イ 法第三十条第二項の規定により、食品衛生監視員に監視指導を行わせること。

ウ 法第五十四条の規定により、営業者又は職員に廃棄させ、その他営業者に対し必要な処置をとることを命じること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二年十二月六日から施行する。

(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)

附 則(平成五年規則第五二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年八月二十九日から施行する。

附 則(平成一六年規則第三七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年二月二十七日から施行する。

(3) 奈良県行政組織規則

昭和三十一年七月一日

奈良県規則第二十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、知事及び会計管理者の事務を処理させるための組織について必要な事項を定め、もつて行政事務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

略

第三章 出先その他の機関

(名称等)

第八条 出先その他の機関(大学及び県立病院を除く。以下同じ。)の名称、位置、管轄区域、所掌事務及びそれぞれを主管する課は、別表第一のとおりとする。

課(これに類するものを含む。以下同じ。)を置く出先その他の機関並びにその出先その他

の機関に置く課の名称及び所掌事務は、別表第二のとおりとする。

略

別表第一(第八条関係)

出先その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び主管する課

名称	位置	管轄区域	所轄事務	主管課
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町	奈良市を除く県の全域	一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務 二 と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく事務	消費・生活安全課

別表第二(第九条関係)

課を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務

出先その他の機関名	部の名称	所轄事務	備考
奈良県食品衛生検査所	食肉検査課 市場食品検査課	食肉検査課 一 所内の庶務に関すること。 二 と畜検査及びと畜場の衛生に関すること。 三 食肉の衛生に関すること。 四 食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関すること。 五 その他他課の主管に属しないこと。 市場食品検査課 一 奈良県中央卸売市場(以下「市場」という。)内で取り扱う食品等の収去及び試験検査に関すること。 二 市場内の営業用施設及び市場内に取り扱う食品等の監視又は指導に関すること。 三 市場内の食品関係者の衛生指導に関すること。 四 その他市場内の食品衛生に関すること。	奈良県食品衛生検査所市場食品検査課の位置は、大和郡山市筒井町(奈良県中央卸売市場内)とする

(4) 奈良県手数料条例

平成十二年三月三十日
奈良県条例第三十三号

(徴収)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定による手数料は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料の額等)

第二条 前条の手数料の額及び徴収の時期は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

(減免)

第三条 知事は、特別の理由により必要があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

略

別表第一(第二条関係)

番号	名称	手数料額		徴収時期
二百四十三	と畜検査手数料	牛又は馬の場合	六百元	検査申請のとき
		とく、豚、綿羊又はやぎの場合	三百五十円	検査申請のとき
二百四十六	食鳥検査手数料	一羽につき四円		検査申請のとき
四百十二	証明手数料	五百円		証明申請のとき

2 奈良県食肉流通センターの概要

(1) 所在地 奈良県大和郡山市丹後庄町 475-1

設置者 財団法人奈良県食肉公社

開場年月日 平成2年12月6日

施設の概要

ア 能力

処理能力/日 大動物 50 頭 小動物 170 頭

枝肉冷却・冷蔵能力 920 頭(豚換算)

内蔵冷蔵庫 7.2 トン(うち 4.2 トンは冷凍)

汚水処理能力 450 m²/日

汚物焼却能力 1.5 トン

イ 規模

敷地面積 29,332 m²

建物面積 5,198.37 m²

ウ 付属施設

駐車場(兼調整池) 駐車能力 67 台

多目的グラウンド(兼調整池) 9,278 m²

用途:少年野球・ソフトボール・テニス・ゲートボール等

(2) 業務概要

ア 施設維持管理及び運営

実施主体 財団法人奈良県食肉公社

イ 食肉市場業務

開設者 財団法人奈良県食肉公社

市場開設年月日 平成3年2月5日

卸売業者 奈良食肉株式会社

買受人 90人(平成17年7月現在)

開場日 2日/週(火曜日及び木曜日)

ウ とさつ解体業務

実施主体 奈良食肉株式会社

実施日 5日/週(月曜日～金曜日)

エ 内臓処理業務

実施主体 奈良畜産副生物株式会社

実施日 5日/週(月曜日～金曜日)

オ 冷蔵保管業務

実施主体 奈良食肉株式会社

実施日 5日/週(月曜日～金曜日)

3 食鳥処理場の概要

名称 株式会社鳥新

所在地 天理市荒蒔町203-2

処理能力 105万羽/年(成鶏および特殊鶏)

4 奈良県中央卸売市場の概要

(1) 所在地 奈良県大和郡山市筒井町957-1

(2) 設置者 奈良県知事

(3) 開場年月日 昭和52年4月22日

(4) 施設の概要

ア 取扱高

青果 野菜 年間 115,947トン

果実 37,818トン

水産物 鮮魚 9,319トン

冷凍 3,502トン

塩干 7,244トン

イ 主要施設の概要

敷地面積 151,258 m²

《卸売場棟》 鉄筋コンクリート2階造 31,280 m²

卸売場 14,358 m²

仲卸売場 8,373 m²

買荷保管積込場	3,225 m ²
《冷蔵庫棟》 鉄筋コンクリート造	7,260 m ²
冷蔵能力	5,821トン
《関連商品売場棟》鉄筋コンクリート2階造	7,513 m ²
《管理棟》 鉄筋コンクリート3階造	2,483 m ²
《特高棟》 鉄筋コンクリート2階造	833 m ²
《バナナ加工場》 鉄筋コンクリート平屋造	926 m ²
《倉庫加工場》 鉄筋コンクリート4階造 平屋造	
鉄骨造1棟 平屋造	2,490 m ²
《駐車場》 約2,000台収容	49,000 m ²

5 と畜に関する料金一覧表（1頭当たり）

項目		と畜場使用料		とさつ解体料	と畜検査手数料	
		規定	納付額		規定	納付額
牛	1年以上	2,835	1,050	5,250	600	200
	1年未満	1,365	525	5,250	350	100
馬	1年以上	2,835	1,050	5,250	600	200
	1年未満	1,365	525	5,250	600	200
豚		1,365	525	840	350	100
めん羊		1,365	525	840	350	100
山羊		1,365	525	840	350	100
納付先		財団法人奈良県食肉公社		奈良食肉株式会社	奈良県食品衛生検査所	
根拠		と畜場法に基づく知事許可		と畜場法に基づく知事許可	奈良県手数料条例	

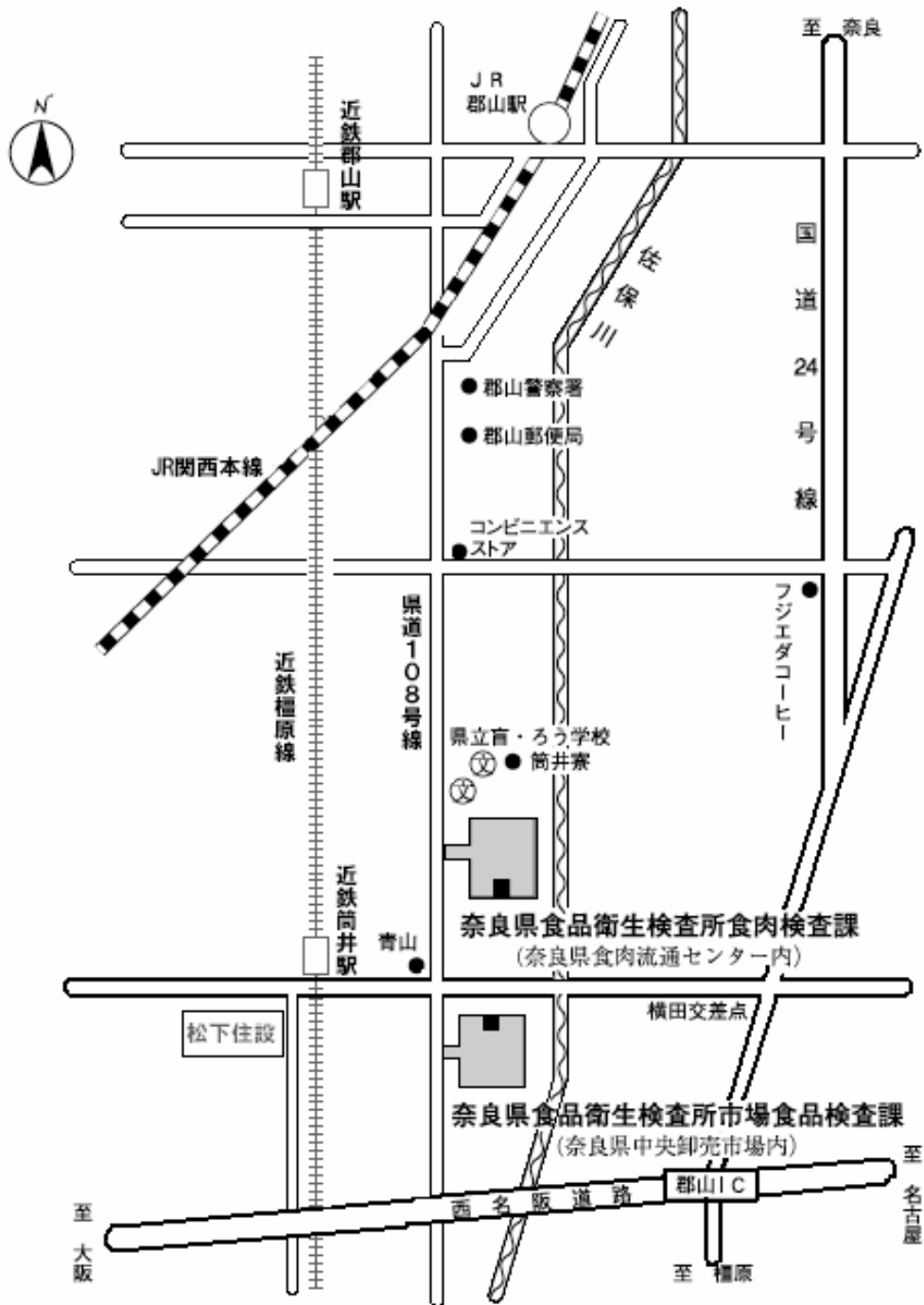
注:1 と畜場使用料およびと畜検査手数料は、諸般の事情により当分の間減額

2 料金は、奈良食肉株式会社が一括徴収

6 食鳥検査手数料

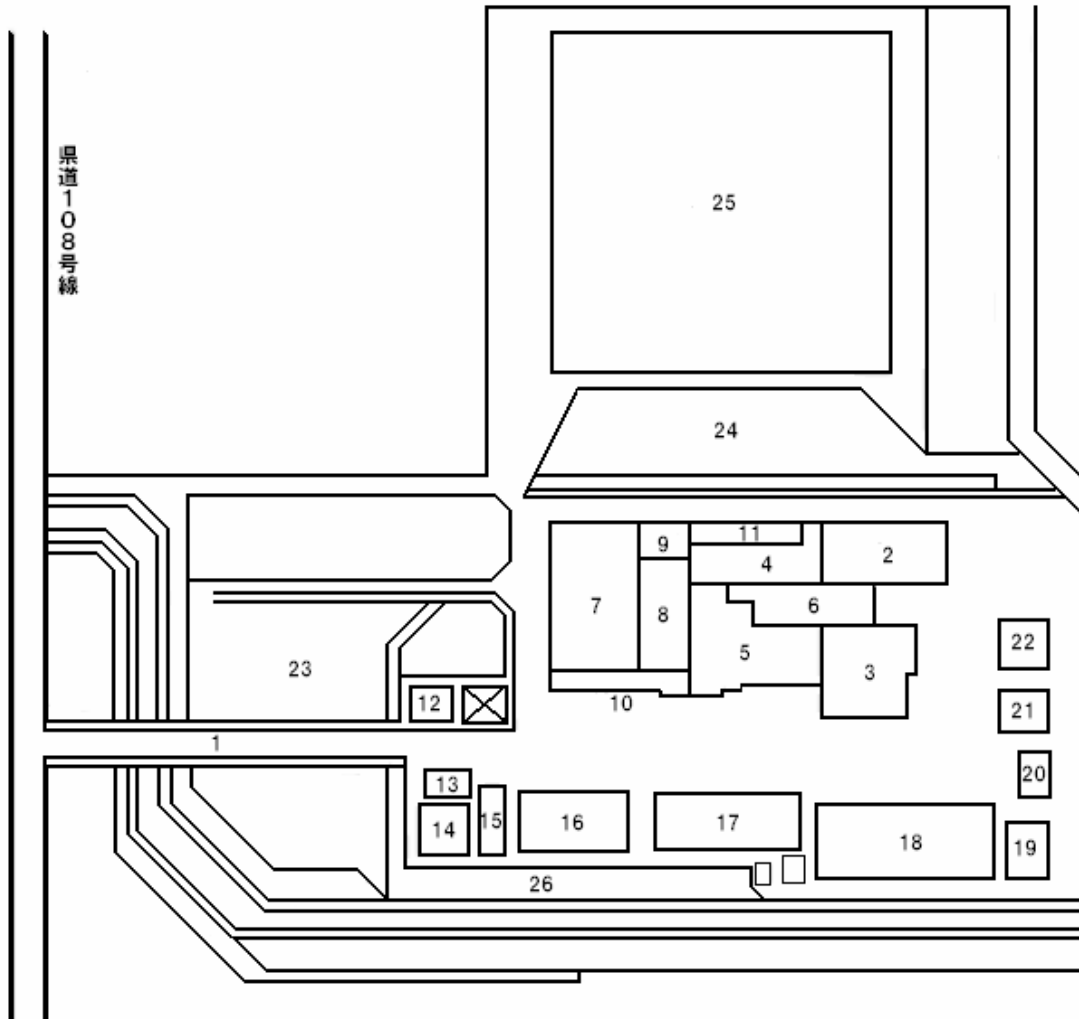
1羽当たり 4円

案内図



配置図

1 奈良県食肉流通センター



1 正面入り口	8 卸売場	15 ポンプ室	22 洗車場
2 大動物けい留所	9 部分肉処理室	16 食品衛生検査所	23 駐車場兼調整池
3 小動物けい留所	10 出荷プラットフォーム	17 管理棟	24 築山(緩衝緑地)
4 大動物解体室	11 機械室等	18 汚水処理棟	25 広場兼調整池
5 小動物解体室	12 守衛室	19 焼却炉棟	26 沈砂槽
6 内蔵処理室	13 濾過装置	20 車庫棟	
7 冷却冷蔵庫	14 受水槽	21 病畜棟	

2 奈良県中央卸売市場

